

令和6年第7回那珂川町議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和6年12月3日（火曜日）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1 番	神 場 圭 司	2 番	矢 後 紀 夫
3 番	高 野 泉	4 番	福 田 浩 二
5 番	大 金 清	6 番	川 俣 義 雅
7 番	益 子 純 恵	8 番	小 川 正 典
9 番	鈴 木 繁	10 番	大 金 市 美
11 番	川 上 要 一	12 番	小 川 洋 一
13 番	益 子 明 美		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福 島 泰 夫	副 町 長	小 松 重 隆
教 育 長	吉 成 伸 也	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	齋 藤 昌 代
総 務 課 長 選挙管理委員会 書記 長	笠 井 真 一	企画財政課長	谷 田 克 彦
税 務 課 長	田 角 章	住 民 課 長	金 子 洋 子

生活環境課長	杉 本 篤	健康福祉課長	益 子 利 枝
子育て支援課長	藤 浪 京 子	建設課長	田 邊 康 行
産業振興課長	熊 田 則 昭	上下水道課長	加 藤 博 行
農業委員会 事務局 長	星 善 浩	学校教育課長	加 藤 啓 子
生涯学習課長	星 学		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	横 山 和 則	書 記	仲野谷 智 子
書 記	奈 良 大 輔		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（益子明美） ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第7回那珂川町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（益子明美） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（益子明美） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（益子明美） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番、川上要一議員及び12番、小川洋一議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（益子明美） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月5日までの3日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月5日までの3日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（益子明美） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

最初に、陳情の取扱いについて報告いたします。

今期定例会前の所定の日までに提出があり、受理したものは陳情1件であります。

これら陳情の取扱いにつきましては、去る11月26日の議会運営委員会で審議した結果、議長預かり、議員配付文書表のとおり議長預かりとし、一般文書扱いとして議員全員に写しを配付することとしました。

次に、議員の派遣について報告します。

11月19日、栃木県総合文化センターで開催された栃木県町村議会議長会主催の議員研修会に出席いたしました。研修では、東北大学大学院准教授河村和徳氏から、「議員のなり手不足対策と議会改革」と題して講演が行われました。現在、町議会でも議会改革を進めており、今回の講演は今後の協議を進める上で参考となるものでした。

次に、委員の派遣についてご報告します。

9月25日、議会広報特別委員会において、議会だより編集の向上のため、全国町村議会議長会主催の広報研修会に参加しました。

次に、南那須地区広域行政事務組合議会についてですが、9月27日、南那須地区広域行政事務組合議会定例会が招集され、令和6年度広域行政事務組合一般会計補正予算をはじめ、令和5年度の一般会計及び病院事業の決算認定など8議案が上程され、全て可決されました。

11月14日から15日の2日間、宮城県大崎市にあります大崎地域広域行政事務組合の大崎広域中央クリーンセンターと宮城県内の震災風化防止伝承施設を視察しました。

次に、栃木県町村議会議長会について報告いたします。

11月7日、第2回議長会議及び議長研修会が宇都宮市の自治会館で開催されました。研修会に引き続き、議長会議においては、令和5年度町村議会議長会一般会歳入歳出決算が認定されました。

11月13日、第68回町村議会議長全国大会及び研修会が東京のNHKホールで開催され、能登半島地震の復旧・復興に向けた特別決議を採択してまいりました。

ここで、議会行政視察の来町について報告いたします。

9月19日、山形県白鷹町議会議会運営委員会が議会活性化について、10月1日、長野県町村議会議長会役員会が全国町村議会特別表彰の取組内容について、10月10日と11日の2日間、姉妹都市である滋賀県愛荘町議会が議会改革の取組について視察するため、それぞれ来町されました。

次に、前期定例会から今期定例会までの行事等について報告いたします。

詳細はお手元に配付した報告書のとおりですが、主なものを申し上げます。

10月25日、新潟県立大学国際地域学部准教授、田口一博先生を講師に招いて、「那珂川町の議会改革のこれから」と題し、議会改革研修会を開催しました。次年度に向けて、議会のありべき姿の議論を深め、何から取り組めるか考えてまいりたいと思います。

10月29日、議場を会場に、高校生との意見交換会を開催いたしました。高校生に議会への理解と政治への関心を高めてもらうため、「これからも住み続けたい那珂川町と一緒に語ろう」をテーマに、全校生を対象に事前アンケートを実施した上で、生徒会役員の8名と意見交換を行いました。

高校生からは、まちづくりの意見交換ができて貴重な経験ができた、自分の知らないまちづくりの活動を知ることができたなどの感想をいただきました。議会としても、高校生の率直な意見など生の声を聞くことができ、よい機会となりました。今後も引き続き、若者の参画できる議会としての役割を果たしていきたいと思います。

11月18日、全国過疎地域連盟第58回総会に出席し、令和7年度過疎対策関係政府予算施策に関する決議・要望を採択してまいりました。

最後に、9月定例会以降、議長へ報告のあった各委員会の開催、監査等の報告については、お手元に配付した報告書のとおりですが、概要について報告いたします。

総務産業常任委員会は2回、教育民生常任委員会は1回、委員会を開催しました。

また、11月22日には、総務産業常任委員会において、那珂川交通安全協会と意見交換を行

いました。

議会広報特別委員会については、10月28日に議会広報モニターと懇談会を行ったほか、議会だより第77号の編集等のために委員会を3回開催し、11月10日に発行されました。

議会運営委員会については、高校生との意見交換会や定例会の運営協議などのため、3回開催しました。

議会改革特別委員会については、本委員会を1回、第2小委員会を1回開催しました。

以上、主な議会活動事項を述べまして、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（益子明美） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和6年第7回那珂川町議会定例会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

11月10日に、第3回なかがわ清流マラソン大会を開催いたしました。大会には、昨年同様、町内はもとより県内市町のほか、東京、神奈川などから参加された方もおり、今年も盛大に開催することができました。今後も伝統ある大会になるよう、続けてまいりたいと思います。

さて、師走に入り、朝夕の寒暖差が激しくなってきました。町民の皆様には、インフルエンザの予防など、健康には十分ご留意いただきまして、体調を崩すことなく新しい年を迎えてくださいますようご祈念申し上げます。

それでは、9月定例会から今期定例会までの行政報告をいたします。

詳細はお手元に配付した報告のとおりですので、主なものを申し上げます。

9月26日を皮切りに、まちづくり懇談会を計4回にわたり開催し、直接住民の方から貴重なご意見やご要望をお聞きいたしました。今回いただいたご意見、ご要望は、今後の町政運営の参考とさせていただきます。ご参加いただいた皆様におかれましては、本当にありがとうございました。

10月1日、那珂川町教育委員会教育長に再任の辞令交付を行いました。これまでの実績を踏まえ、引き続き学校教育及び生涯学習の理念に基づく教育行政の推進を期待するところであります。

10月11日、自治功労者等表彰式を役場会議室において開催いたしました。地方自治の振興に貢献された自治功労者4名に表彰状を、そして、町に高額な寄附をされた方2名に感謝状を贈呈させていただきました。

今回、自治功労者表彰を受章された4名の方々は、農業及びスポーツの分野で町民の模範となり、町の振興に貢献された方々であります。高額寄附者の方々につきましては、子育て支援センター駐車場敷地として土地の提供を、また、ひばり認定こども園に外づけ日よけのご寄附を頂きました。心より感謝を申し上げる次第であります。

10月26日から11月4日の10日間、姉妹都市交流を結んでいるアメリカ合衆国のホースヘッズ村に、青年海外体験学習派遣事業として、町内の中学生15名を含む19名を派遣いたしました。派遣された生徒は、現地の方の家に滞在するホームステイや現地の授業に参加するなどの活動を通じ、日本では体験することのできない海外の文化に直接触れるという貴重な経験をし、今後の人生において大きな影響を受けてきたことと思います。派遣された生徒の皆さんは、この経験を少しでも今後の人生に役立ててもらえれば幸いです。

10月28日、栃木県内11町連名で、3つの合意書・協定を締結いたしました。

まず、東京ガス、足利銀行と連携し、道の駅の脱炭素化と地域資源を活用した地域活性化を推進するための合意書を締結いたしました。今後、道の駅等の地域交流拠点におけるゼロカーボン施設の創出や道の駅を拠点とした地域活性化などについて、産官学金が協働で取り組み、地域一体で2050年カーボンニュートラルの実現に向けて進んでまいります。

また、空き家等対策の推進に関する協定と災害時における被災者相談業務の実施に関する協定を、栃木県司法書士会と締結いたしました。町民からの空き家管理等の相談や災害時の被災者相談について、司法書士に無償で対応していただけるもので、町民の不安解消に寄与するものと期待しております。

11月29日、教育委員会委員、小幡絹代氏の任期満了に伴い、新たに佐藤 寿氏への辞令交付を行いました。小幡氏のこれまでのご尽力に感謝するとともに、佐藤氏につきましては、これからの町政運営へのお力添えをお願いいたします。

以上、主なものを述べましたが、詳細につきましては配付した資料をご覧ください。

終わりに、本定例会に、承認案件2件、条例改正1件、補正予算6件の計9案件を提出し

ております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、行政報告といたします。

○議長（益子明美） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（益子明美） 日程第5、一般質問を行います。

◇ 大 金 清

○議長（益子明美） 5番、大金 清議員の質問を許可します。

5番、大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 改めまして、おはようございます。

公明党の大金 清でございます。

それでは、通告書に基づき、3項目について一般質問を行います。

1項目、水道施設等の耐震化について、2項目、水道管等の漏水対策について、3項目、投票率の向上について、3項目について質問しますので、誠実な答弁を期待いたします。

1項目、水道施設等の耐震化について。

水は命の源であり、生活や産業を支える重要な役割を担っており、持続可能な社会を築く上で不可欠なものであります。

能登半島地震では、上水道の基幹施設が被災したことにより、約14万戸の断水が発生し、復旧に5か月を要した地域もございました。

能登半島地震後に実施されました国の調査によりますと、全国の重要施設における耐震化の割合は15%程度にとどまっており、県内では、水道管路が55%、ポンプ場が38%、導水管が34%、浄水施設が24%、取水施設が27%でありました。

そこで、町内の水道施設等における耐震化の状況について伺います。

1点目、町では那珂川町水道事業ビジョンにおいて、計画的に水道施設等の耐震化を実施

していると思いますが、耐震化がどの程度進んでいるのか、現在の進捗状況について伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（益子明美） 町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 耐震化の進捗状況についてお答えをいたします。

日本は地震大国であり、毎年のように大きな地震が各地で頻発し、そのたびに水道施設が被害を受け、長期間断水になるなど、被災地域では生活に支障を来しています。今年1月に発生した能登半島地震時の被害の状況は、記憶に新しいところであります。

当町においても、東日本大震災の際には、水道施設が甚大な被害を受け、仮復旧までの間、最長で10日間、断水を余儀なくされた地区もありました。

水道は、いつときたりとも欠かすことのできないライフラインであり、また、いつ起こるか分からない大地震に対し、対策を進めているところであります。

那珂川町では、水道施設のうち、地震時に被害を受けやすいとされる管路から耐震化を進めており、給水管を除いた管路、いわゆる水道本管の総延長は、令和6年3月末現在、約268キロメートルであり、対策済みは約34キロメートルで、その耐震化率は12.7%となっております。

また、取水場や浄水場、配水池等の水道施設については、管路の耐震化と並行して、順次詳細な耐震診断を行っているところであり、その診断結果に基づき、更新や補強等の対策を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） それでは、再質問に入りたいと思います。

水道で重要視されております取水施設、浄水施設、配水池施設等の耐震化率について、詳細についてお伺いしたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（益子明美） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、国で実施をいたしました緊急点検の対象となった管路以外の水道施設は、取水場、浄水場、配水池でありまして、那珂川町の耐震化率は、それぞれ取水場、浄水場がゼロ%、配水池は5%であります。

なお、調査の対象になりましたポンプ場は、下水道のポンプ場でありまして、那珂川町で該当する施設はございません。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 取水・浄水施設がゼロ％ということでした。なおかつ、配水池については5％ということでした。

県においても、全体で9％しか耐震化されていないという状況でありました。低い率ですが、今後しっかりと、計画に沿って取り組んでいただきたい、こういう思いです。

先ほど町長から、本管の耐震化率は12.7％という話がありました。この詳細について、お伺いしたいなと思っております。

一番肝心の導水管、送水管、配水管、この3点がございます。この3点について、各延長距離とか耐震化率が分かれば、この点をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（益子明美） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、国の調査対象となりました管路と、公表となりました数値で申し上げます。

まず、導水管であります。導水管は11.87キロメートル、そのうち1.68キロメートル、約14％が耐震化されております。

次に、送水管であります。送水管は14.09キロメートル、そのうち1.77キロメートル、約13％が耐震化されております。

次に、配水管であります。配水管は61.98キロメートル、そのうち11.56キロメートルで、約19％が耐震化されております。

なお、配水管の延長は町内全延長ではなく、重要施設とされる施設までの延長でありまして、今回公表になりました数値は、管路で87.94キロメートル、うち15.01キロメートルの約17％が、重要施設までの耐震化率となっております。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） これから耐震化計画に基づいて、しっかりとやっていくことになると思いますが、やはり先ほど申しましたように、水は命の源ということでございますので、しっ

かりと取り組んでいただきたいと思います。

2点目に入ります。

国においては、能登半島地震やその後の調査結果を踏まえて、水道事業者や管理者に対して、来年1月までに耐震化計画を策定するなどの対策強化を呼びかけておりますが、国の要請に対する町の対応について伺います。

○議長（益子明美） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） 耐震化計画策定などの対応についてお答えいたします。

那珂川町における上下水道耐震化計画であります。現在、計画の策定作業を進めているところで、国からの策定要請期限の令和7年1月末までに完了させる予定であります。

なお、当町では那珂川町水道事業ビジョンにより、1点目の質問で町長が答弁いたしましたように、東日本大震災の経験を踏まえ、国の要請内容と同様な耐震化対策を既に進めているところでございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 再質問に入ります。

ただいま答弁にありました上下水道耐震化計画は、来年度の末までには完了予定したいという考えでございます。このことを踏まえまして、那珂川町の水道事業ビジョンも見直しをしなければいけないと思っています。

また、来年度は振興計画の最後の年ということで、1年間ありますがその部分も、振興計画に入ってくるかなと思いますので、この点について伺います。

○議長（益子明美） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えいたします。

那珂川町水道事業ビジョンにおける耐震化の方針や進め方でございますが、現状を把握した上で、施設の重要度、緊急性や必要性、対策の優先順位の考え方など、既に今回の調査結果を踏まえた国の耐震化の考え方と同様なものとなっております。そうしたことから、今回の耐震化計画の策定に伴って、水道事業ビジョンを見直しする考えはございません。

なお、水道事業ビジョンであります。10年間の計画でありますので、事業の進行具合、状況の変化など、検証と評価、確認などを行ってまいりまして、必要に応じて見直しを行ってまいりたいと考えております。

なお、振興計画策定に当たっての考え方につきましては、ただいま申し上げましたとおり、状況を確認しながら、次期計画にも反映させていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 町の振興計画が来年度で終了ということで、新たな第3次振興計画の策定に向けて、あと1年ありますが、振興計画と整合性のある計画をつくっていただきたいと思います。

その中で、今回の耐震化計画に伴って、水道事業の広域化など、国の要請内容について、具体的にどんな内容があったのかお伺いしたいと思います。

○議長（益子明美） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えいたします。

国の要請内容でございますが、大規模災害時においても、防災対策の拠点あるいは避難所などにおいて、上下水道システムの機能が維持できるよう、必要な施設の耐震化を進めるというものでございます。

これと併せて、運営基盤の強化、施設規模の適正化・広域化なども含めて検討し、強靱で持続可能な上下水道システムの構築を要請しているところでございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 国から要請については、そういうことだろうと思っておりましてけれども、しかし、本当に国の計画に沿って那珂川町は対応できるのかということを心配しております。

その点について、国から要請があっても、町の状況によっては、なかなか計画が推進されないということが心配されますが、その点について、課長の意気込みをお伺いしたいと思います。

○議長（益子明美） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどの水道事業ビジョンの見直しに関するご質問でもお答えをさせていただきましたが、町の方針と国の要請内容に違いはございません。今回期間などが示されておりますので、よ

り詳細な計画立案、あるいはスケジューリング、こういったものが必要になってくるかと思っています。

町民の皆様が安心して快適な暮らしが送れるよう、推進してまいりたいと考えております。
以上です。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） それでは、具体的な計画内容について伺います。

例えば水道事業の広域化の具体的な内容ということですが、これには予算が伴います。その中で、国庫補助の支援もありますが、国はどのくらいのパーセンテージで考えているのか。計画期間と総額と国庫補助の負担内容、この点について、分かる範囲内で伺いたしたいと思います。

○議長（益子明美） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、計画の期間については、5年程度とされております。これは、被災すると極めて大きな影響を及ぼす急所施設、こちらは上下水道の施設でございますが、こちらと、特に規模の大きい避難所等に接続する上下水道管路等、こちらを耐震化する期間が5年間とされております。

また、おおむね15年間で急所施設を、おおむね20年間で重要施設、これらの全てを耐震化するというのが、国の目標としているところでございます。

予算の総額についてであります、現在計画を策定中であり、お示しするのは難しいところでございますが、多額の費用が見込まれております。

このようなことから、計画策定に当たりましては、多くの自治体から、費用や財源に関する質問が国に寄せられていると聞いております。

国としましては、個別補助の創設、あるいは交付金の拡充について財務当局と折衝しているという情報であります。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 総額の算出については、国の補助内容、町の財源の問題もございまして。

来年の1月に計画を策定するというところでございまして、しっかりと取り組んでいただい

て、計画どおりに進行できるように努力していただきたいと思います。

次に、2項目に入ります。水道管等の漏水対策について。

水道事業の安定化のためには、定期的な漏水調査により、有収率の向上を図る必要があると思いますが、町内で整備された水道管は、昭和に整備されたものが多いため、管路の老朽化に伴う漏水などが懸念されているところでございます。

そこで、水道管等の漏水対策について伺います。

1点目、町では水道管等の漏水調査を定期的実施しているところでございますが、町が行っている漏水調査の実施状況について伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（益子明美） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） 漏水調査の実施状況についてお答えをいたします。

水道管等の漏水は、有収率の低下など水道事業の経営を圧迫する一つの要因になっております。漏水を早期に発見し修繕するため、専門的な知識や技術を有する専門業者に調査をお願いしたり、上下水道課の職員が直営にて調査を行っております。

専門業者による漏水調査は、業務委託により、毎年度調査する配水区域を変更し、数年で町内全域の水道管が調査できるよう実施しているところでございます。

昨年度は28件、1時間当たり約32立方メートル、給水原価から換算いたしまして、1年間当たり約5,300万円に相当する漏水が発見され、調査は十分な効果が上がっております。

今年度も、既に同程度の漏水が報告されておりますので、今後も専門業者による調査は継続したいと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 再質問に入ります。

調べたところによりますと、水道水の有収率は、年間80%程度で推移していると思います。

漏水について、年間何%ぐらいが漏水しているのか、それに概算水量について伺いたいと思いますが、分かる範囲内で結構でございます。

○議長（益子明美） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えいたします。

令和5年度の数値でございますが、年間総配水量は約176万立方メートルであります。そのうち、漏水と想定される水量は約34万4,000立方メートルであり、その割合は約19.5%と

なっております。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 年間有収率80%、100%から引いたものが漏水かなと思いましたが、19.5%ということでございます、そのコンマ5%についてお伺いしたいと思います。

○議長（益子明美） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えいたします。

19.5%と有収率80.2%の0.5%の差でございますが、例えば消防用水であったり、上下水道課が維持管理のために使用するものが無収水量として、年間0.5%程度でございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 分かりました。

有収率向上のために、年間の目標を定めているのではないかとと思いますが、年間の目標について、お伺いしたいと思います。

○議長（益子明美） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えいたします。

有収率の向上に向けた目標値でございますが、限りなくゼロに近づけたいと考えております。しかしながら、水道本管から加入者様のお宅までの給水管、こちらが毛細血管のように町内に多く布設されており、ここからの漏水が非常に多くのウェイトを占めているところでございます。また、この給水管の漏水を発見するのが難しいところでもございます。

明確な目標値は定めておりませんが、現場としましては、現在の半分程度に減少できればと、有収率向上に向け日々業務に当たっているところでございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 100%に近いものをとという話もありましたけれども、今よりも10%減らすというと、90%ぐらいの有収率を目途にしているのかなというふうに思いました。しっかりと漏水調査を行っていただいて、有収率を上げていただきたいなと思っております。

2 点目に入ります。

漏水調査においては、人工衛星や A I などを活用した調査を取り入れている自治体もご
います。今後の漏水調査を効率的に進めるため、新たな技術を活用した漏水調査を導入する
考えはあるかお伺いします。

○議長（益子明美） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） 新たな技術を活用した漏水調査についてお答えいたします。

新技術が開発され、既に導入を始めた自治体があることは承知しております。ただ、調査
実績も少ないことから、先進事例の情報収集に努め、他の水道事業体の導入状況やその効果
等も確認し、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5 番 大金 清登壇〕

○5 番（大金 清） 再質問に入ります。

漏水調査においても、広域化が進んでいる状況にあると思います。効率化を考える上で、
人工衛星や A I を活用した広域的な漏水調査の事業を今後展開する考えがあるかお伺いしま
す。

○議長（益子明美） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えいたします。

水道事業においても、D X による変革やデジタル化を推進して、効率よく業務を推進して
まいりたいと考えております。しかしながら、費用面を考慮しなければなりませんので、有
効な手法や最新の技術を調査研究してまいりたいと考えております。

広域化により漏水調査を実施することにつきましては、全国の事業体で取り入れられ、進
んでいくものと思われますし、業務遂行の上では有効な手段であると考えますので、漏水調
査に限らず、積極的に広域的な共同発注等に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5 番 大金 清登壇〕

○5 番（大金 清） 県においても、水道の広域化というものを考えているという話も聞いて
おります。上下水道課にも、そういった情報は入っていると思いますが、広域化について、
今後もしっかりとやっていただければと思っております。

3項目に入ります。投票率の向上について。

10月27日に執行された衆議院議員選挙の小選挙区の投票率は約53.85%と、戦後3番目の低さとなりました。選挙に対する若い方の意識の向上も含め、投票率の向上については課題が山積している状況にあります。今後の投票率の向上に向けた町の取組について伺います。

1点目、町では今回の衆議院議員選挙において、町内の商業施設に臨時期日前投票所を設置し、投票機会の拡充を図りましたが、10月27日に行われた衆議院議員選挙における臨時期日前投票所の投票状況について伺います。

○議長（益子明美） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（笠井真一） 臨時期日前投票所の投票状況についてお答えいたします。

商業施設への臨時期日前投票所の設置は、投票率向上を目的といたしまして、令和5年4月9日に執行された栃木県議会議員選挙から試行的に導入したものでございます。

10月27日に行われました衆議院議員選挙の臨時期日前投票所においての投票状況についてですが、10月19日及び20日にリオン・ドール小川店に設置をし、投票時間は午後1時から午後5時までとしたところであり、投票者数は10月19日が76人、20日が102人で、2日間で合計178人でありました。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 2日間の1時から5時までで、19日が76人、20日が102人ということで計178人、これは思っていたよりも多い投票だったなと思っております。今後もししっかりと臨時期日前投票所の拡充を図っていただければと思っております。

再質問に入ります。

今回、リオン・ドールに臨時期日前投票所を設置したということですが、実施に当たったのメリット・デメリットについてお伺いしたいと思います。

○議長（益子明美） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

臨時期日前投票所を設置するに当たったのメリットとデメリットについてでございますが、これまでに3回実施をしてございます。

今回、小川地区の商業施設であるリオン・ドールの駐車場にプレハブを設置いたしました。

メリットといたしましては、商業施設でありますので、買い物ついでに気軽に投票ができたことでございます。短い時間ではありましたが、多くの方が投票していただきました。

デメリットでございますけれども、場所の借り上げ料や期日前投票所のプレハブ設置に伴う費用が発生することでございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 確かに投票所を設置するということで費用がかかる、しかし、178の方が投票してくれたということで、投票率を上げる上では、これは必要不可欠だと思っていますので、費用に関しましてはやむを得ないものと思っております。

2点目に入ります。

町議会が実施した高校生との意見交換会においても、馬頭高校生から選挙に関する意見も出されました。高校生や投票所への移動手段がない方が、投票しやすくなるような移動期日前投票所を設置する考えがあるか伺います。

○議長（益子明美） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（笠井真一） 移動期日前投票所の設置についてお答えいたします。

移動期日前投票所とは、歩行や自家用車等での投票所までの移動が困難な選挙人の方を対象にした移動支援の一つであり、今回の衆議院議員選挙においては、県内では日光市と那須烏山市で設置したところであります。

当町における移動支援策につきましては、平日の期日前投票において、デマンドタクシーの往復無料乗車券の交付を実施しておりますので、当面はこの方法により周知を徹底し、投票率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 投票率向上のためにあらゆる方法を考えていただいて、移動期日前投票所というのはかなり有効ではないかと思っていますので、今後検討していただきたいと思います。

再質問に入ります。

11月の知事選挙においては、鹿沼市では若年層の投票率向上のために、高校に期日前投票所を設置しました。3校で3日間、1日限定により午後4時から6時までの2時間実施されました。その結果は、生徒さん、先生方にも大好評だったと伺っております。

商業施設や高校等で期日前投票所をさらに拡充することにより、若年層や移動手段のない方に配慮することで、投票率向上につながると思いますが、この点について、もう一度伺いいたします。

○議長（益子明美） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えをいたします。

移動期日前投票所の設置についてでございますが、先ほど答弁いたしましたとおり、当町における移動支援策といたしまして、デマンドタクシーの往復無料乗車券の交付を実施しておりますので、当面はこの方法により、投票率の向上に努めてまいりたいと考えております。

ただ、県内におきましては、移動期日前投票所を設置している市町もありますので、その状況を注視してまいりたいと考えてございます。

県内の高校に投票所を設置したという例は、衆議院選挙では那須烏山市だけでございまして、知事選挙におきましては鹿沼市と那須烏山市で設置したということでもあります。10月に行われました衆議院選挙におきましては、那須烏山市で投票した高校生は2人だったと聞いております。将来を担う高校生に政治に関心を持ってもらうことは、非常に大切なことと認識をしております。

臨時の移動投票所につきましては、今後、選挙管理委員会の中で慎重に検討してまいりたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 今では期日前投票が認知されて、かなり活用されているということですが、投票率向上のためにあらゆる手段を考慮していただいて、投票率向上のためにしっかりと取り組んでいただければと思っております。

期日前投票所の設置方法を考慮することにより、投票率のアップが図られていくと思います。そこで、町の投開票日の投票時間は、午前7時から午後7時までとなっておりますが、期日前投票の浸透で夜間帯の投票者が減ったことや、立会人の負担軽減を考え、投票時間を午前7時から午後6時までに変更する考えがあるか伺います。

○議長（益子明美） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えをいたします。

投票時間の変更でございますけれども、今回の衆議院議員選挙から県内全ての市町におきまして、期日前投票が浸透していること、夜間の投票者が減少していることなどから、終了時刻を繰り上げたところでございます。

現在、当町におきましては、午後7時までとなっておりますが、近隣の市町においては終了時刻が6時までとなっておりますので、今後、選挙管理委員会において検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 午後6時までということで、変更に向けて取り組んでいただければ思っております。

以上で、公明党、大金 清の一般質問を終わります。

○議長（益子明美） 5番、大金 清議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時20分

○議長（益子明美） 再開します。

日程第5、一般質問を続けます。

◇ 川 俣 義 雅

○議長（益子明美） 6番、川俣義雅議員の質問を許可します。

6番、川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 川俣義雅です。

今回は、マイナンバー保険証一本化への対応についてと加齢性難聴者の補聴器購入への補助についての2項目、質問をいたします。

まず、第1項目目のマイナ保険証一本化への対応についてです。

社会保険や共済組合保険は少し異なる点がありますが、那珂川町役場で扱う国民健康保険証と後期高齢者医療保険証を保険証として質問していきます。

1点目にお聞きします。

多くの医療機関、国民からの疑念、反対、延期を求める声があったにもかかわらず、今まで使われてきた保険証の新規発行をやめて、マイナンバーカードと保険証を一体とするマイナ保険証に原則一本化する制度が昨日12月2日から始まりました。

政府は、これまで200億円もの税金を使い、マイナ保険証の利用を呼びかけてきましたが、国全体での利用率は、10月段階でも15%台に低迷しているようです。

それでは、町内でのマイナ保険証利用率はどうなっているか伺います。

○議長（益子明美） 住民課長。

○住民課長（金子洋子） 町内でのマイナ保険証の利用率についてお答えいたします。

令和5年4月、医療機関などの窓口において、マイナンバーカードのICチップ、または健康保険証の記号番号を基に、オンラインにより健康保険の資格確認を行うことが義務づけられました。このオンライン資格確認の利用件数のうち、マイナ保険証を利用している割合が利用率であります。町内における利用率については、現時点では把握しておりません。

参考ではございますが、直近の利用率といたしまして、令和6年10月現在、全国で15.69%であり、利用率は伸びている状況であります。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 15.6%ということで、伸びていることは伸びているんですが、非常に低い数字だと思います。

国民や医療機関の多くが納得していないのに、石破政権がマイナ保険証体制を強行した、昨日の住民課窓口の様子を聞かせてもらえませんかでしょうか。

○議長（益子明美） 住民課長。

○住民課長（金子洋子） ただいまのご質問にお答えいたします。

12月2日の問合せや窓口の状況についてお答えいたします。

まず、那珂川町国民健康保険の問合せ状況につきまして、窓口4件、電話3件、計7件でございました。後期高齢者医療につきましては、窓口4件、電話ゼロ件、計4件の問合せがございました。小川出張所への問合せ等はございませんでした。

問合せの主な内容でございますが、マイナンバーカードと健康保険証をひもづけているのか確認してほしい、マイナ保険証のひもづけ方法について、病院の受診・投薬情報の共有をしたくないが、どうしたらいいのかなどでございました。後期高齢者医療制度は、マイナンバーカードと健康保険証をひもづけているのか確認してほしい、資格確認書の再発行などです。

なお、昨日12月2日の発行状況につきましてお答えいたします。

国民健康保険は、資格確認書2件、資格情報のお知らせ2件、後期高齢者医療は、資格確認書2件、資格情報のお知らせゼロ件でございました。また、マイナンバーカードの申請4件、カード受け取り4件で、それぞれ保険証にひもづけをしたということでございます。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 私が予想していたのよりは、窓口の対応が少なかったというふうに思っているんですけども、それで、町内でのマイナ保険証の利用率は分からないということですが、恐らく十数%だろうと思われます。

政府があれだけ利用推進してきたにもかかわらず、利用する人が少ない。恐らくこの町でも少ないと思うんですが、そういう原因をどうお考えでしょうか。

○議長（益子明美） 住民課長。

○住民課長（金子洋子） ただいまのご質問にお答えいたします。

利用率が低い理由ということでございますが、マイナ保険証移行への経過措置として、現在お持ちの被保険者証は、保険者ごとに定めた有効期限まで、町国民健康保険、また、栃木県後期高齢者医療の場合は、令和7年7月31日まででございますが、こちらの有効期限までは利用ができ、今までと変わらず医療機関を受診できることが大きな要因と考えられます。

この経過措置により、マイナ保険証への移行が緩やかであり、現段階では保険証廃止、新規発行停止の実感が少ないこと、マイナンバーカードの携帯習慣がまだ少ないこと、誤登録

や情報漏えいの不安などが払拭できていないことなどが考えられます。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） いろいろな理由は考えられると思いますけれども、とにかく政府が進めても、なかなか伸びなかったというのが事実だと思います。

11月にはマイナ保険証利用率を50%以上にする、というのが政府の目標でしたが、マイナ保険証を持っている人でも、80%はそれを使わなかったと、結果として、マイナ保険証に一本化するのは無理だったのに、強引に進めてしまったのだと私は思いますけれども、それはどうお考えでしょうか。

○議長（益子明美） 住民課長。

○住民課長（金子洋子） ただいまの質問にお答えいたします。

無理な進め方であったのではないかというご質問かと思われましますけれども、町、そして国も周知・広報に努めてまいりましたので、一概に強引で急ぎ過ぎているということには当たらないとは考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 周知に努めてきたことはよく分かっているんですね。ですから、50%以上にするために懸命にいろいろやってきたわけですが、でも、事実としてそうはならなかったと。

2点目の質問です。

マイナンバーカードの取得は任意。つまり本人の意思で決めるものであって、政府は当初、マイナ保険証と従来の保険証を併用する方針から、いつの間にかマイナ保険証に一本化することになりました。この方針の変更について、町はどのように町民に周知してきたのか伺います。

○議長（益子明美） 住民課長。

○住民課長（金子洋子） マイナ保険証の方針変更の周知についてお答えいたします。

健康保険証の併用については、令和4年6月の経済財政運営と改革の基本方針2022において、マイナ保険証利用促進のために保険証発行の選択制の導入を目指し、さらに、オンライ

ン資格確認の導入状況等を踏まえ、保険証の原則廃止を目指すことが閣議決定されました。

また、令和4年10月には、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策において、令和6年秋に健康保険証の廃止を目指すこと、その後、令和5年12月に、マイナンバー法等の一部改正法の施行期日を定める政令がそれぞれ閣議決定され、被保険者証の原則廃止は、令和6年12月2日と決定されたところであります。

そのような中、町ではマイナ保険証について、令和5年1月から令和6年11月までの間に、町広報紙で9回周知を行っております。

町広報紙の令和5年1月号において、マイナンバーに関するQ&Aで、マイナンバーカードの取得が任意であること、令和6年1月号以降は、被保険者証の廃止を周知しておりますが、一貫して保険証と併用できる旨は周知しておりません。また、令和6年4月号の町広報紙から、被保険者証の有効期限については、令和7年7月31日までと周知したところであります。

なお、町ホームページにおいては、最新の情報を掲載しており、被保険者証の更新時に同封した通知にも、方針の変更については記載しておりません。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 再質問です。

実は、マイナンバーカードは2016年から発行取得が始まり、マイナ保険証の運用は2021年からですが、2022年夏までは、従来の保険証との併用、つまり選択制を目指していました。しかし、大きな変更があったのは、2022年10月12日、当時の河野太郎デジタル大臣が、マイナ保険証の導入はマイナンバーカード普及の切り札だと発言して、そこからマイナ保険証一本化へと大きくかじが切られたようです。

つまり、マイナ保険証取得は、任意であるマイナンバーカードを何が何でも全国民的規模で普及させたい、そのために、誰でも持っている保険証に狙いを定めた。マイナ保険証の推進は、マイナンバーカード普及そのものが目的であったと思われます。

今朝の下野新聞の2ページにも、政府は2022年10月、保険証を2024年秋に廃止し、マイナ保険証に一本化すると表明、マイナカードの普及促進が主な狙いと書かれています。

なぜ、マイナ保険証一本化を強引に進めるのか、本質はここにあると思います。

そもそもマイナンバー制度で、政府が国民一人一人に番号をつけ、多くの情報をひもづけ

して利用できるようにすること自体、国民を国家が管理し、個々人のプライバシー権侵害の危険性を持つ重大な問題だと思います。さらに、政府はマイナンバー関連で、既に3兆円もの税金を使ってきましたけれども、ひもづけした情報を利用して巨額の利益を上げようとする財界の欲望が根底にあるのではないかと思います。

そこで、マイナンバーカードの取得が任意であることを、町は町民に周知してきたかどうかということなんですが、一度はそれを周知したということです。しかし、現在、町民の方々が、マイナンバーカードを作るかどうかは自分で自由に決めていいと理解していると思いますか、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 住民課長。

○住民課長（金子洋子） ただいまの質問にお答えいたします。

町民の皆様が任意であることを十分に理解しているかというご質問かと思われますけれども、国などにおいて、マイナンバーカードの取得が任意であること、こちらは広報でも周知しておりまして、国の広報のほうで責任を持って周知しており、また国会答弁などでも、任意であるということを明確にお答えしておりますので、町民の方も十分に理解していると考えております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 町民の方と話をする機会があるわけですが、そうすると、マイナンバーカードに保険証をひもづけしないといけないのではないかと、そういう人がかなり多いんですよ。マイナンバーカードを持っている人は7割、8割ぐらいになっていると思いますけれども、それは作らないといけないんじゃないか、そういう思いを持っている人がたくさんいると私は感じています。

国もマイナンバーカードを作るときに、とにかく作りなさい、作りなさいということで、郵便局でもできるとか、それから、臨時に作れる日を設けるとか、町でもたくさんやりましたよね、そういうこともあって、何となく作るのが当たり前じゃないか、そういう気持ちにさせられている人もいます。

それで、改めてマイナンバーカードの取得は任意であることを、これからはいろいろな保険証に関するお知らせを出すことになると思いますが、そういう場合に、任意であるということを書き添えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 住民課長。

○住民課長（金子洋子） ただの質問にお答えいたします。

改めて、マイナンバーカードの取得が任意であるということを周知していただきたいというご要望でございますけれども、現在のところ、町広報紙において、改めて周知する予定はございません。しかしながら、近隣市町や国からの動向などを見極めながら、調査研究を進めまして、必要があれば広報紙に載せることもあるかもしれませんけれども、現段階でお答えすることはできません。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 質問3点目に移ります。

政府は、従来の保険証の新規発行を停止してしまいましたが、医療現場の実態や国民の要求に押されて、方針が次々と変わってきています。役場の担当課でも、理解・周知に苦慮していることがよく分かります。

ところで、11月の町広報紙では、国の方針に従い、町民に12月2日以降の対応について伝えるのと同時に、マイナ保険証のメリットを紹介しています。しかし、私はマイナ保険証のデメリットも正確に伝えるべきだと思いますが、町の考えを伺います。

○議長（益子明美） 住民課長。

○住民課長（金子洋子） マイナ保険証のデメリットの周知についてお答えいたします。

令和6年3月定例会でお答えしましたが、デメリットとしては、医療機関に設置されております資格確認端末において「資格無効」または「資格情報なし」と表示され、資格確認ができない場合や、資格確認端末の故障、マイナンバーカードの不具合、停電や通信障害などのトラブルにより資格確認ができない場合などが考えられます。

町ではマイナ保険証を推進するため、メリットについては、11月の町広報紙でもお伝えしたとおり、過去の薬の情報が分かることにより、よりよい医療を受けることができるなど、様々なメリットを周知してまいりましたが、デメリットについては特段の周知はしておりません。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化は、国民皆保険のもと、デジタル社会における質の高い持続可能な医療の実現のための重要な施策であります。マイナ保険証のメリットを最大限に生かしていけるよう、町といたしましては、国に従いまして、メリットを積極的に

周知・広報し、利用促進に努めてまいりたいと考えております。

また、12月2日以降の具体的な運用から、デメリット等があれば、国・県と連携を取りながら改善し、必要があれば周知してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 私はデメリットもあるというふうに考えているわけですが、必要が生じればお知らせするということでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

再質問です。

まず、確認したいと思ひます。国保と後期高齢は、7月31日までは誰でも現在の保険証が使用できますね。どうでしょうか。

○議長（益子明美） 住民課長。

○住民課長（金子洋子） ただいまの質問にお答えいたします。

お手持ちの保険証を紛失などしない限り、経過措置として、町国民健康保険、栃木県後期高齢者医療の被保険者に関しては、令和7年7月31日までは使えるということに間違いありません。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） その後は、マイナ保険証を持っていない人には資格確認書が、7月中だと思いますけれども、送られてきて保険証と同じように使えますが、マイナ保険証の人には、資格確認書ではなく、資格情報のお知らせが届きます。ということで、来年8月1日からは、医療機関での受付のやり方が違ってきます。

そこで、今の保険証及び資格確認書を使用する場合とマイナ保険証を使用する場合と、どう違うのか具体的に聞いていきますので、お答えいただきたいと思ひます。

1つ目です。

現在の保険証または資格確認書は、医療機関で月に一度は提示を求められると思ひます。保険証を出してくださいと言われますね、一方、マイナ保健証ではどうなるのでしょうか、お答えいただきたいと思ひます。

○議長（益子明美） 住民課長。

○住民課長（金子洋子） ただいまの質問にお答えいたします。

マイナ保険証を受付で出した場合の使用方法についてお答えいたします。

被保険者証による資格の確認は、原則月 1 回とすることと比較しますと、マイナ保険証については、毎回の提示・受付ということになっております。時間を要することではありますが、マイナ保険証のメリットの一つである健診等情報や診療、薬剤情報、処方情報など、よりよい医療の提供に必要な情報の閲覧については、その都度同意が必要となっております。また、その同意からの閲覧は、24時間が限度と伺っておりますので、毎回提示・受付が必要となることにご理解願います。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6 番 川俣義雅登壇〕

○6 番（川俣義雅） つまり、今までの保険証、それから資格確認書の場合は月 1 回でいいけれども、マイナ保険証の場合には、毎回提示する必要があるということだと思います。

2 つ目です。

現在の保険証または資格確認書を紛失した場合、役場に行けば資格確認書が無料で、すぐに再発行してもらえenと思います。実は私も保険証をなくしたときに再発行していただきました。

ところが、マイナ保険証の場合は、こういった手続になるのでしょうか。

○議長（益子明美） 住民課長。

○住民課長（金子洋子） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、マイナ保険証の場合には、マイナンバーカードの再発行手続が必要になります。この場合、自らの過失による破損・紛失などの場合は、マイナンバーカードの再交付手数料が有料となります。

マイナンバーカードは I C チップ搭載カードでありまして、マイナ保険証としての利用や本人確認のための身分証明として利用すること、証明書のコンビニ交付、今後は運転免許証としての活用が期待されるなど、様々な活用方法があるカードでありまして、従来の紙やプラスチック製の被保険者証と比較して作製経費がかかっております。

マイナンバーカードの普及促進のため、最初の新規発行は無料でございますが、過失による紛失の場合の再発行は、従来より有料の取扱いとなっておりますので、マイナ保険証の導入により無料とする取扱いにはなっておりませんので、ご了承願いたいと思います。

以上です。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） マイナ保険証を紛失した場合は、まず役場に再発行の申請をすると、その後役場から連絡をもらって、もう一度役場へ取りに行くと、取りに行くときには1,000円の費用がかかるということになっています。

3つ目です。

今のところ、保険証に代わる資格確認書は、少なくとも5年間は、毎年期限が切れる前に、申請しなくても送られてくることになっていますが、マイナ保険証は更新の申請が必要になりますか。

○議長（益子明美） 住民課長。

○住民課長（金子洋子） ただいまの質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの有効期限は、議員のおっしゃるとおり10年、電子証明書の有効期限が5年でございますので、期限を迎える前に更新手続きが必要となります。

この期限を迎える前に、地方公共団体情報システム機構からマイナンバーカードをお持ちの方に、更新手続きをお知らせする通知が3か月ほど前から届いております。

電子証明書の更新の場合は、マイナンバーカードを持参の上、住民課窓口で更新手続きをしていただき、持参したマイナンバーカードはそのまま使用することができますので、マイナ保険証のひもづけに関しても、そのまま簡単にすることができます。

しかしながら、マイナンバーカードの有効期限を迎えた場合、新しいマイナンバーカードに更新するということになりますので、こちらの手続きはお時間を頂戴しているところになります。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） マイナ保険証の場合には、期限が切れる前に連絡があって、その連絡を受けて、役場に出向いて申請するということになりますけれども、それを忘れて期限が過ぎてしまうと、使えないということになります。そうすると、再発行ということで、また日にちがかかって、費用も発生するということになると思います。

4つ目です。

保険証または資格確認書は、医療機関の窓口で提出するだけで受付できますけれども、マイナ保険証の場合はどういう手続が必要でしょうか。

○議長（益子明美） 住民課長。

○住民課長（金子洋子） ただいまの質問にお答えいたします。

病院など医療機関の窓口でマイナ保険証を使用する場合ですが、顔認証、受付端末が窓口などにございますけれども、そちらに提示をしていただきまして、必要な受付手続をしていただいて、マイナ保険証を利用していただくことになります。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 顔認証または4桁の暗証番号の入力が必要だということなんですけれども、暗証番号は誤った番号を3回繰り返すと、自動的にマイナ保険証が凍結してしまうということになると思います。その場合にも、また再発行が必要だということです。

5番目は、医療機関で保険証または資格確認書が使えないということはまずありえない、今までもありませんでしたけれども、マイナ保険証の場合には使えない場合があると、先ほどお答えになっていますので、それは飛ばします。

もう一つ、例えばコロナ感染症などの疑いで診察を受ける場合、発熱外来は受付が別になると思います。そうすると、保険証または資格確認書は、その場で提示して受付ができますけれども、マイナ保険証の場合は使えないと、恐らく、使えない病院や診療所がほとんどだと思いますけれども、どういう手続が必要になってくるか、使えない場合はどうするのか、7月31日までは現在の保険証でできますけれども、その後はどうなるのでしょうか。

○議長（益子明美） 住民課長。

○住民課長（金子洋子） ただいまの質問にお答えいたします。

発熱外来などで、顔認証、受付端末窓口がないようなところで、マイナ保険証が使うことができない場合の取扱いでございますけれども、医療機関では、マイナ保険証と資格情報を同時に提示することで、職員の目視という形で資格を確認するという手段、または、マイナナンバーカードの読み込みができない場合には、資格申立書というものを記入して、そちらで2割から3割の医療負担で診察を受けることができると伺っております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 幾つかお伺いしましたが、保険証が資格確認書になっても、今までどおりで何ら変わらないと、ところが、マイナ保険証の場合は、どうですか、分かったでしょうか。私は何倍も大変だと、問題がたくさんあるということだと思います。

ぜひ町民の皆さんにも、事実を客観的に周知する、そういう工夫をしてもらいたい。こういう場合はどうなんだ、こういう場合はこうなんだということで、具体的に周知してもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 住民課長。

○住民課長（金子洋子） ただいまの質問にお答えいたします。

トラブルやデメリット、そういったものの参考事例などがあれば、町でも十分に調査研究をして、町広報紙、ホームページ、そして、栃木県国民健康保険団体連合会、栃木県後期高齢者医療広域連合などと十分に連携をしながら、正確な周知、広報に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 4点目の質問です。

昨日から保険証の新規発行がなくなり、これからは被保険者の中では混乱が続くと思います。日本中では、様々なことがあったと今朝の新聞にも出ていました。

次の大きな転換点は、先ほども触れましたけれども、令和7年、来年の8月1日だろうと思われれます。庶民の中に再び混乱が起きることも予想されますけれども、町の対応策を伺います。

○議長（益子明美） 住民課長。

○住民課長（金子洋子） 令和7年8月1日を前にした町の対応策についてお答えいたします。

町では、8月1日より前の早い段階で、被保険者宛てに、従来の被保険者証ではなく資格確認書または、資格情報のお知らせが届く旨の通知を送付することを検討しています。

また、町広報紙や町ホームページ、資格確認書や資格情報のお知らせを実際に送付する際にも、取扱変更に関する通知を同封するなど、引き続き丁寧に周知してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 8月1日からは現在の保険証が使えなくなりますので、恐らくトラブルが起きてくると思います。

それで、マイナンバーカードを持っていたとしても、保険証の登録をしていなければ、自動的に資格確認書が届くと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 住民課長。

○住民課長（金子洋子） ただいまの質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、マイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書が送付されることになります。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） そして、マイナ保険証に登録している人には、資格確認書は送られないということなんですね。

そうすると、マイナンバーカードから保険証の登録を外して、資格確認書を交付してもらいたいと考える人が当然出てくると思います。登録できるのであれば解除もできますね。

○議長（益子明美） 住民課長。

○住民課長（金子洋子） ただいまの質問にお答えいたします。

解除することもできます。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 実は10月28日から、マイナンバーカードから保険証登録を外すことができるようになりました。そのことを広報紙で周知していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 住民課長。

○住民課長（金子洋子） ただいまの質問にお答えいたします。

町広報紙で解除申請についての周知をということでございますけれども、現在のところ、解除申請については、町のホームページでお知らせしておりますので、広報紙での周知につ

いては現在考えておりません。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） ホームページで掲載しているということなんですけれども、それを見られない人もたくさんいるわけですから、ぜひとも広報紙で周知してくれるように再度お願いしたいと思います。

それで、マイナンバーカードから保険証を外す手続は、1か月から3か月かかると言われています。そういうことを知らなかったという人が、これもたくさんいるんですよ。私も話をしましたけれども、えっ、できるのと、そういう人が、例えば解除しないまま8月1日を迎えて、資格確認書が欲しかったのにもらえないと、外しておけばもらえたということになっては、私はよくないと思うので、全ての人にマイナンバーカードから保険証を外すことができるんですよと、できること自体はぜひ知らせていただきたいと思います。先ほどお答えいただいているので、答弁は結構です。

さらに確認したいと思いますけれども、マイナ保険証を持っていても、病院での受診が困難な人というのは、例えば高齢であってよく分からない人、それから障害を持っている方、そういう方は、申請をすれば資格確認書の交付を受けることができると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 住民課長。

○住民課長（金子洋子） ただいまの質問にお答えいたします。

障害がある方や、マイナ保険証の活用によく対応できないと、不安を抱えている方がおられるということは十分承知しております。そういった方に関しましては、個々の事情や個々の活用方法などがございますので、窓口や電話で個別に丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 私は財政的にも、マイナ保険証を持っている人も含めて、全員に保険証を発行したほうが経費も安くて、今までのシステムを使えて良いと思います。資格確認書や資格情報のお知らせを区別して発行するとなると、間違いも起きたり、ますます混乱するの

ではないかというふうに思われます。

保険証をなくすなの声は、これからも続いていくと思います。10月の総選挙で当選した議員の55%が、保険証の廃止に反対あるいは延期とアンケートに答えています。政府の方針が変わる時代になるかもしれません。それらの動向を注意深く見守りつつ、国民皆保険制度が今後もしっかり続き、町民誰もが安心して必要な治療を受けられるよう、町の努力を強く要請して、1項目めの質問を終わります。

2項目めの質問にいきます。

加齢性難聴者の補聴器購入への補助についてです。

1点目に伺います。

3年前、令和3年度の12月議会で行った一般質問において、町は、要望の有無や有効性・必要性、費用などを総合的に考えながら調査研究すると答弁していますが、調査研究におけるこれまでの経過をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 調査研究におけるこれまでの経過についてお答えいたします。

加齢性難聴とは、加齢以外に特別な原因がない難聴のことを指しますが、難聴への理解を深めるため、令和4年度より、高齢者と関わる機会の多い関係者を対象にヒアリングフレイルの研修を行っております。

町では、具体的な要望の有無等について独自の調査は行っておりませんが、厚生労働省の難聴高齢者の早期発見・早期介入に向けた関係者の連携に関する調査研究事業等から、難聴高齢者を早期発見・早期介入することにより、難聴への理解、聞こえやすい環境づくり、対話の仕方、適切な医療につなげていくことにより要介護状態になることを予防し、生活の質を維持することについて、有効性や必要性を確認しております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 2点目の質問にいきます。

本人がはっきり自覚できなくて、難聴になる方が多いと、それで早期発見が大事だという、課長のお答えにもありましたけれども、そう言われています。

視力は割と分かりやすいんですけども、聴力はなかなか分からないと。そこで、町が行っている40歳以上の町民が受けられる特定健診、75歳以上の町民が受けられる後期高齢者健

診に、ぜひ聴力検査を取り入れてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 健診の際の聴力検査についてお答えいたします。

国が実施した調査研究では、加齢性難聴には、自覚症状がない方が多いとの結果が出ております。また、聴力検査を行っている自治体もあるようですが、受診率が低いことが課題とされております。これは、加齢性難聴への理解がまだまだ得られていないことが原因であると考えられます。まずは、難聴の症状があるということを本人に気づいていただく必要があります。

現時点では、聴力検査の実施は検討しておりませんが、加齢性難聴の理解や予防等について、普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 再質問です。

役場の皆さんが受けている健診、会社員の方々が受けている健診には聴力検査があつて、よく聞こえない人には要検査などの連絡があると思います。しかし、国保被保険者である方々の健診には聴力検査がありません。

同じように聴力検査があれば、難聴高齢者の早期発見ができると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

特定健診と後期高齢者健診につきましては、法的根拠に基づき、必須項目が決められております。その中には聴力検査は入っておりませんので、現在のところ、聴力検査のほうは行っておりません。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 自治体独自で聴力検査を行っているところがあります。

例えば、那珂川町と友好都市になっている豊島区でも、一般検査のほかに追加検査として聴力検査を行っています。

町が検査を行っている小川総合福祉センターには、検査に必要な部屋もあると思います。
実際に聴力検査が可能かどうか調べてもらえないでしょうか。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

町で行う集団健診において、聴力検査が行えるかといったご質問かと思えますけれども、
聴力検査においては、ある程度の防音など、外部からの音が聞こえないような設備環境が必要
となってまいります。そうなりますと、個室などが必要になると考えられますので、施設
の設定をすれば検査は可能と考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 3点目の質問にいきます。

難聴になると、人や社会とのコミュニケーションが減り、脳に伝わる音の刺激や情報量が
少ない状態にさらされると、脳の萎縮が始まり、神経細胞が弱まることになって、認知症に
至る確率が高くなると言われています。

町が2年前に行ったアンケートで、高齢になったときの不安や悩みは何ですかとの問いに、
圧倒的に多かったのが、基礎体力の低下と認知症にならないかという意見でした。老いを迎
えるに当たって、体力の低下と認知症が心配の種ということですね。

体力は、例えば転ばん体操など、運動を継続することによって維持することも可能ですが、
認知症はそうはいきません。認知症の最も大きな危険因子である難聴を解決することが重要
だと言われています。

日本耳鼻咽喉科学会では、加齢性難聴について、現在のところ治療は困難だが、補聴器を
使って聞こえを補うことで、認知症予防、生活の質を改善することができるとしています。

補聴器装用の有効性について、町の考えはいかがでしょうか。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 補聴器の有効性についてお答えします。

現在のところ、加齢性難聴を完治することは難しいとされております。手術などで治療で
きるものもあると伺っておりますが、聞こえを一定程度取り戻す点においては、補聴器は有
効であると考えます。

聞こえにくいと感じたら、補聴器を購入する前に医療機関へ受診していただくことが重要

であると考えます。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 日本全体では、補聴器を使用している人は15%程度とされていますが、ヨーロッパ諸国では40%から50%、つまり、日本の3倍にあたる人が補聴器を装用していると言われています。

どうしてこれまで違うのか、どんなことが原因か、町の考えがあれば、お聞かせください。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 日本での装用率が低い現状に対しての考えということですが、まずは、自覚ができていないというところ、生活上、何ら必要にせまられていないというところがあるかと思います。その難聴への危機感に対して、医療機関受診に至らず、生活をされている実態があると考えます。

もうひとつは、やはり健診において、まだまだ法的な整備がされていないということも、原因のひとつではないかと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） そうですね、自分が難聴じゃないと思っている人がかなりいると、このまま放置しておくとう認知症に至ってしまうという、そういうことを深刻に考えていない人が、まだまだ多いと思うんです。

そういう点でも、やはり多くの人が受ける健診で、聴力検査をすることが、望ましいというふうに思います。

最後、4点目の質問です。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助は全国的に広がりを見せています。前回の2021年に質問したときには全国で36自治体でしたが、2022年12月には123自治体、2023年12月には238自治体へと急激に増えています。

県内でも増えていますが、町では購入費の補助をする考えはありますでしょうか。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 補聴器購入費の補助についてお答えいたします。

県内で補助を行っている自治体は6市あり、当町においては、近隣自治体の状況を確認しながら検討しているところであります。補聴器を購入したものの、使用されていない方も多いと伺っておりますので、現時点では購入費を助成する考えはございません。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 補聴器の購入の仕方についても問題があると思うんです。

専門医の検査を受けてから購入する場合と、そうではなくて、聞こえが悪いから買ってしまおうという場合もあるので、きちんと専門医の診断が必要だと、そういう流れに持っていく必要があると思います。

再質問です。

県内で補助を出している自治体は3年前は3市でしたが、先ほどお答えいただいたように、現在では6市に増えていて、隣のさくら市ではこの10月から、実施を始めています。もし、さくら市での反応などを聞いていましたら、教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

さくら市の担当の方にお伺いしたところ、今年度の10月から実施しておりますが、そのきっかけとして、介護保険福祉計画のアンケートにおいて、どれくらいの方が聞き取れないことへの不便を感じているか、また、補聴器購入に関して、なぜためらっているのかといったアンケートを実施したようです。その中から、ある程度の要望等があるということで、今回の補助に至ったという経緯があったようです。

補聴器の購入に関しては、個々に費用が異なりまして、安い物で7万円から8万円、高い物は30万円を超える費用がかかるということで、補助があれば購入しようという方がいるそうで、現在のところ、10の方が補助申請を行っているとお伺っております。

以上です。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） イギリス、デンマーク、ノルウェーでは、国から100%補助が出ています。憲法第13条、全て国民は個人として尊重される、そういうことに従っていれば、国も努

力しなければならないと思いますけれども、残念ながら国は努力していません。こうしたときこそ自治体の出番であると思います。

今日の新聞でびっくりしましたけれども、当町において、給食費の全額補助が来年の4月から始まるということが載っていました。国がやらなくても、自治体が積極的にできることはあると思います。ぜひ高齢者の補聴器購入に補助を行うことも前向きに検討してもらいたいと思います。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員に申し上げます。

時間が終了いたしました。速やかに終了してください。

○6番（川俣義雅） これで私の質問を終わります。

○議長（益子明美） 6番、川俣義雅議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午後 零時21分

再開 午後 1時30分

○議長（益子明美） 再開します。

日程第5、一般質問を続けます。

◇ 高 野 泉

○議長（益子明美） 3番、高野 泉議員の質問を許可します。

3番、高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 3番、高野 泉です。

議長より発言の許可をいただきました。通告書に基づき一般質問をいたします。執行部の建設的な答弁を期待いたします。

質問は、2項目です。

1 項目めは、高齢者の孤独・孤立防止対策について、2 項目めは、D X 推進についてです。
それでは、1 項目めの質問をします。高齢者の孤独・孤立対策についてです。

「いくつになっても」、「いつでも」をキーワードとして掲げ、第9期高齢者福祉計画では、「いくつになっても元気で明るい いつでもみんなで暮らし続けられるまちをつくる」としています。

町の高齢者福祉計画・第9期介護計画の中では、那珂川町の人口推計では、20年後の2045年の総人口は8,775人、うち高齢者が4,738人となり、高齢化率が約54%、2人に1人が高齢者となるという推測が出されております。

近年の社会変化により、日常生活や社会生活において、孤独感や社会から孤立していることによって、心身に有害な影響を受けている状態にある方への支援を目的とした孤独・孤立対策推進法が令和6年4月に施行されました。法律では、孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会、相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会を目指すとあります。

現在、那珂川町では高齢化率が4割を超えており、社会から孤立する高齢者を取り残さないためにも、高齢者の孤独・孤立対策について、細目3点をお伺いします。

それでは、細目1点目の質問をいたします。

当町においては、65歳以上の独り暮らしの人数が1,200人、75歳以上の二人暮らしの人数は800人となっており、将来的に見ると孤独や孤立するおそれのある方が多い状況にあると推測されます。

そこで、高齢者の孤独・孤立に対する町の考えをお伺いいたします。

○議長（益子明美） 町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 高齢者の孤独・孤立に対する考えについてお答えいたします。

全国的に団塊の世代が75歳に到達していることや、核家族化に伴い高齢者のみの世帯が増加しており、当町においても同様の状況であります。

地域の担い手が減少し、地域の活力が低下していく中で、高齢者と地域の関わりが薄くなりつつあるとともに、家族とも関わりが希薄化した世帯も増えてきていると感じております。今後、少子高齢化が著しく進行する当町では、高齢者の孤独・孤立はますます増加していくと見込んでおります。

このような社会の変化がめまぐるしい中、今年4月1日より施行されました孤独・孤立対策推進法では、孤独・孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者

への支援等について、基本理念や国・地方公共団体の責務が定められています。

基本理念については、孤立・孤独の状態は、人生のあらゆる段階において生じ得るものであること、社会のあらゆる分野において対策の推進を図ることが重要であること、また、地方公共団体の責務としては、地域の実情に合わせて対応することが定められています。

対策の基本方針としては、支援を求める声を上げやすい社会とすること、切れ目のない相談支援につなげること、見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人とのつながりを実感できる地域づくりを行うこと、官・民・NPO等の連携を強化することの4点が定められています。

独居高齢者への対策につきましても、基本理念、基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進していくことが重要であると考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 再質問をいたします。

少子高齢化が進行し、孤独や孤立がますます増加していく中で、孤独や孤立は客観的な捉え方だと思います。個々の捉え方が違いますが、町としてはこの定義を、どのように捉えているのかお伺いをいたします。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

基本理念や対策の基本方針の中で、地方公共団体の責務が定められています。国の考えと整合性を持たせながら、町として定義づけをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 国の考えと整合性を持ちながら進めていくという答弁をいただきました。

孤独・孤立対策推進法の中では、地方公共団体は、関係機関等により構成された、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う、孤独・孤立対策地域協議会を置くように努めるとあります。協議会の設置について、どのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

孤独・孤立対策地域協議会は、当事者等への具体的な支援内容について、関係機関等で協議する場であり、適切な支援が行われていない事例の発生を予防し、孤独・孤立の状態にある方を早期に把握し、確実に相談支援につなげるため、多様なアプローチによる支援を行うための手段のひとつであります。

設置につきましては、地域の実情に応じて、既存の協議会の活用も可能とされております。今後は協議会の設置について、調査研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 冒頭でもありましたが、孤独・孤立対策推進法は、孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会、相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会を目指すことにあります。

孤独・孤立に対する支援は多岐にわたります。先ほどの答弁にありましたように、切れ目のない相談支援、見守り、交流の場や居場所の確保、官・民・NPO等の連携を強化することということで、包括的に対応を取りつつ、強力な推進をお願いしたいと思います。

以上で、細目1点目を終わりにしたいと思います。

続いて、細目2点目の質問をいたします。

誰にもみとられず、死後発見されるという孤独死が、社会問題の一つとなっております。孤独死とは、社会から孤立した結果、死後長期間放置された事例と定義されております。誰にもみとられることなく、日常生活において社会的なつながりが無いことを意味しているのではないかと考えます。

町は現状を確認し、今後どのようにしていくのか、そこで、細目2点目の質問です。

現在、全国的には、高齢者の孤独死・孤立死が増加している傾向にあるが、町では当町における孤独死・孤立死の実態を把握しているのかお伺いいたします。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 高齢者の孤独死・孤立死の実態把握についてお答えいたします。

町では、孤独死・孤立死された方の人数は把握しておりませんが、年に数件程度、民生委員や近隣の方などからの情報提供により発見されるケースを確認しております。

孤独死・孤立死の把握は難しいため、独り暮らしの高齢者で、洗濯物が干されていない、姿を見かけていないなどの異変が起きた際には、町へ情報提供いただくよう、民生委員やケ

アマネジャー等との連携体制を整えて、早期の対応に努めております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 情報提供により発見されるケースがあるということですが、実際には、孤独死・孤立死された方の人数は把握していないということで、孤立死や孤独死の背景を知ることとはとても重要なことだと考えております。孤独死・孤立死の状況を把握し、こうした事態に至る前に対策を講じることが重要と考えますが、これについてはどうでしょうか。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えします。

孤独死・孤立死の原因についてですが、背景については様々です。研究等からは、3つの背景が考えられておりまして、まず、亡くなった方の6割が病死であることや、心疾患等の突然死、入浴関連死が多い傾向にあります。他方、リスクの高い方の傾向としては、親族や地域との付き合いや交流がない、また、経済的に苦しいが、周囲に助けを求められないなどがございます。

予防策としては様々あるところではございますが、こうした背景を基に考えますと、突然死型の循環器疾患の健康管理や社会的なつながりの維持、あとは相談体制の構築・拡充していくことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 様々なケースがあるということですが、その様々なケースの中で、どういう対策を打っていけばいいかというところが、今後の課題であるというふうに認識をいたしました。

今後人口が減り、高齢者の孤独死・孤立死の発生の可能性が高くなる中で、実際に孤独死になった場合、どこが主体となって対応するのかお伺いをいたします。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

孤独死になった場合の対応と体制についてですけれども、まず、主に民生委員の方や地域の方々から町に相談が寄せられます。家族が遠方にいたり、対応してもらえないようなケー

スに限りますけれども、高齢者につきましては、地域包括支援センターが中心となり対応することになります。

対応としては、ご家族等の緊急連絡先などを確認したり、これまでの関わり等について確認をしまして、複数の職員で自宅を訪問するというような形になると思います。

死に至っているようなケースが想定される場合につきましては、警察との連携が重要になりますので、随時判断しながら対応しております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 町で対応する際のマニュアルなどはあるか、お伺いします。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えします。

様々なケースを経験しているところでございますが、特段マニュアルというものはつくっておりません。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） マニュアルはないということですが、いろんなケースがあるということで、どういう対応を取るかが非常に重要になってくるのではないかと考えます。マニュアルの作成も検討していただいて、対応していただくようよろしくお願いいたします。

さらに、職員が対応するということで、精神的あるいは肉体的にも相当苦勞されて、対応されているということが分かります。孤独死・孤立死の対策を講じて、できるだけ対応件数が少なくなるような状況をつくっていただければと思います。

細目2点目については、終わりにしたいと思います。

続いて、細目3点目の質問をいたします。

高齢者の孤独・孤立対策については、年齢、性別、世帯並びに健康状態や地域の特性も勘案した施策を講じるとともに、高齢者に至る前からの孤独・孤立に対する予防的施策を推進する必要があると考えます。

そこで、細目3点目、高齢化が進む当町においては、高齢者が孤独・孤立しないよう、早い段階から支援をしていくことが求められるが、町ではどのような対策を講じているのかお

伺いをいたします。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 高齢者の孤独・孤立の対策についてお答えいたします。

孤独・孤立となる要因は様々であり、対応が非常に難しいと考えております。

町では現在、高齢者世帯の独居状態を把握するため、民生委員のご協力をいただきながら、避難行動要支援者避難支援計画の策定のため、65歳以上の独り暮らしの方を対象に、状況の確認作業を進めております。災害時等に備え、緊急時連絡先や支援者の把握に努めるとともに、引き続き民生委員をはじめ地域の方々に「ながら見守り」を推進してまいりたいと考えております。

現在、居場所の確保や社会的つながりの機会を拡充するため、通いの場として、行政区単位での地区サロン、脳活いきいきたいむ、家族介護者の交流会、認知症カフェ等を開催しております。また、高齢者が緊急で体調を崩したときの対応に備えて、希望者には緊急通報システムや、配食サービスの利用による見守り事業を実施しております。

ご家族や地域の方から相談や情報提供があった方には、地域包括支援センターの職員が訪問し、状況確認を行った上で、ヘルパーやデイサービスなどの介護サービスにつなげ、継続的な見守りが必要であると判断した場合には、顔と顔の見える関係性を築き、いざというときにＳＯＳが出せるよう継続的に訪問を行い、関係性の構築に努めております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） いろんな関係性を深めていくという内容で答弁をいただきました。

再質問いたします。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画の観点から考えると、要介護等の条件がないと支援を受けられない、受けられる内容は少なくなると思います。対象とならない単身高齢者など、今後高齢者の割合が多くなることを踏まえ、支援や見守りの体制を構築することが重要であると考えます。

元気な高齢者への見守りをどのようにするのか、町の考えをお伺いします。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

高齢者が増加する中で、元気な高齢者の方への支援というところも、一つの大きな課題に

なるかと思います。

議員のおっしゃるとおり、人と人とのつながりが希薄になっておりますので、どうすれば人との交流が持てるのか、見守りのサービスほか、地域、民生委員、行政区、ボランティアの方々と、様々な支援を講じながら地域づくりをしていきたいと考えておりますが、全国の好事例などを調査研究しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 高齢者が増加する中で、そういうところも考慮しながら、対策を推進していただきたいと思います。

施策の一つとして、成年後見人制度がありますが、町での利用状況は、どのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

高齢者の成年後見人制度については、認知症などの理由で、預貯金をはじめとする財産管理や、介護サービスの利用契約や施設入所、入院時の契約締結などが難しい場合に、成年後見人が助けてくれる制度です。地域包括支援センターの社会福祉士が相談に応じておりますが、制度の理解、現時点での必要性があるのかなどについて、随時対応しているところであります。

今年度は、家族や親族、ケアマネジャーから6件の相談があり、対応しているところであります。

以上です。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 今後、この制度の利用は多くなると見込まれますので、周知のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、2024年1月から3月、独り暮らしの自宅で亡くなった65歳以上の高齢者が約1万7,000人確認されたことが、警視庁の調べで出されました。数値を年間ベースに単純に置き換えると、年間約6万8,000人の高齢者が独居状態で死亡しているということが推測されます。

独り暮らしの高齢者が地域に参加したり、福祉サービスを利用し、民生委員が定期的に訪問しているなら、その頻度も課題となりますが、地域社会とのつながりがあること、誰とも関わらず、どのネットワークにも参加しない人と、どのように関係を持つかが今後の課題とされます。

地域の人たちによる見守りや通報体制は重要ではありますが、これには限界があると思います。社会制度がしっかり機能し、人間らしく安心して暮らせる社会の実現が求められるとされます。孤立死・孤独死をなくすことは、その地域が住みやすいまちであるかどうかの一つのバロメーターと考えます。

以上で、1 項目め、高齢者の孤独・孤立対策についての質問を終了したいと思います。

続きまして、2 項目め、那珂川町 D X プロモーションについて質問をいたします。

町では、令和 6 年 3 月に那珂川町 D X プロモーションプランを策定し、デジタル技術を活用した社会変革を目指すデジタルトランスフォーメーションを推進するとしているが、計画期間が令和 7 年度に終了することから、今後の D X をどのように推進していくのか、細目 3 点について伺います。

まず、細目 1 点目の質問をいたします。

那珂川町 D X プロモーションプランでは、町民が満足するサービスをはじめとする 3 つの重点項目を掲げているが、プランで位置づけた各種取組の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（益子明美） 町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） D X プロモーションプランの進捗についてお答えいたします。

町では、令和 6 年 3 月に那珂川町 D X プロモーションプランを策定し、その中で重点項目として、町民が満足するサービス、戦略的広報、業務刷新の 3 項目を掲げ、業務の改善及び効率化に向けて、積極的に各種取組を進めているところであります。

今年度の主な取組であります。1 点目は窓口支援システムの導入で、マイナンバーカードを活用し、役場窓口での申請手続の簡略化により、町民の利便性向上を図るものであります。いわゆる書かない窓口の実現を目指すものであり、現在、年度内の導入に向け、システムを構築中であります。

2 点目は、建設工事等に係る電子入札システムの導入で、業者の負担軽減による入札参加機会の拡大や競争性・透明性の確保に資するもので、11 月の入札より運用されております。

3 点目は、推進体制の強化で、D X 推進本部の配下に、副町長を委員長とし調整担当者及

び公募職員で構成するDX推進委員会を組織し、3つの重点項目に係る各種取組について、調査研究を実施しているところであります。

今後も引き続き、わくわく未来DX宣言に掲げたまちづくりを目指し、全庁一丸となって取り組む所存でありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 業務の改善・効率化に向けて、積極的に各種の取組を進めていることと
思います。

その中で、既に運用している事業の中で、どのような効果が出ているのか、あるいはどのような状況なのか、2点お聞きしたいと思います。

まず1点目、オンラインの状況です。

令和6年度からの運用ということで、計画の中にはあるんですが、その活用状況というのは、どのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えをいたします。

オンライン会議の状況でありますけれども、国や県が主催する会議等につきましては、オンライン会議が主流になっておりまして、そちらは町のほうでも対応して、オンラインで参加している状況でございます。

また、町が主催する会議等につきましては、現在のところ運用が進んでいないというような状況でございます。

以上です。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

○3番（高野 泉） 町主催のオンライン会議については、準備などいろいろと課題もあるかと思いますが、こちらは災害時においてもキーポイントになりますので、オンラインで開催できるようなシステムを構築して、運用していただくようよろしくお願いいたします。

2点目の質問をいたします。

答弁にありました3つの重点項目の進捗状況は分かりました。その中で、課題ということで取り上げるならば、どのような課題があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えいたします。

現状での課題ということでございますけれども、業務の改善のためにシステム等を導入することが多いわけでありまして、システムの導入にあたっては、それ相応の費用がかかるという部分が課題として挙げられるかと思えます。システムの導入については、費用対効果を考えながら、慎重に判断をして進めていきたいと考えております。

また、もう一つの課題として、職員のスキルであったり意識の向上、そういったところも併せて進めていかなければならないなというところを課題として考えている状況でございます。

以上です。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 重点項目を推進する中では、いろんな課題があるということで、費用対効果を勘案しながら、DXの推進をお願いしたいと思えます。

それと、職員のスキル向上については、この後に質問で、改めてさせていただきたいと思えます。

町では、専門的な知識を持ったアドバイザーを委嘱していますが、現在の取組の状況はどのようなになっているのかをお願いします。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えをいたします。

アドバイザーということでありまして、今年度につきましては、県で実施しておりますDX推進アドバイザー制度というものがございまして、そちらから、専門の方の協力を得て事業を進めております。

具体的には、ここ何年か見直しのなかったセキュリティーポリシー、あるいはそれに付随した対策基準等のセキュリティーの見直しという部分で、ご協力いただいている状況でございます。

以上です。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 県のアドバイザーということで、民間の方もおられるかと思いますが、それらを活用して、DXや町の課題に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、細目1点目の質問を終わりにいたします。

次に、細目２点目の質問をいたします。スキルの向上の話です。

総務省より、令和５年12月22日に人材育成・確保基本方針策定指針というものが出されています。その趣旨として、各地方公共団体における人材育成の確保の重要性は、以前にも増して高まっていると、特に行政のデジタル化は、省力化あるいは生産性の向上や新しい公共私間協力関係の構築、それらを支える人材の育成・確保が急務であるとあります。

デジタル人材の育成・確保として、人材の育成において現在求められている役割の中で、職員が知識・技術の向上ができる環境を整える必要があると考えます。職員に求められている知識・技能と各分野で必要となる人材を、リスキリング、再教育ですね、スキルアップにより、計画的・体系的に育成するための育成プログラムを整備するとあります。

そこで、細目２点目、ＤＸを効果的に推進するためには、行政サービスを提供する職員の育成が欠かせませんが、デジタル技術を使用する職員のスキル向上に向けた取組を、先ほども課題として挙げられていましたので、もう一度そのところをどのように考えているのか伺いをいたします。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） 職員のスキル向上についてお答えいたします。

町においてＤＸを推進するにあたっては、職員全体のデジタルスキルの向上、底上げを前提としつつ、あわせて、専門的知識を有するデジタル人材の育成・確保が重要であると認識をしております。

町では今年度より、人材を育成するため、職員研修の一環として、総務省と公益財団法人全国市町村研修財団が共催で実施する、ＤＸ推進リーダー育成セミナーに職員を１名参加させております。また、栃木県や町村会が主催するＤＸ関連の研修会にも職員を参加させており、職員のスキル向上に努めているところであります。

来年度以降につきましても、研修等には積極的に参加することとし、引き続き職員のスキル向上・育成に努めていく考えであります。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔３番 高野 泉登壇〕

○３番（高野 泉） ぜひ積極的な推進をお願いしたいと思います。

デジタルサービスの提供には、町民に対してデジタルサービスを提供するための教育だったり、データ分析のスキルを向上させる教育だったり、ＩＣＴの基本的な知識を学ぶための

教育だったり、A Iなどを導入するための教育など、各分野で必要なスキルが変わってくるということですが、D Xを推進する中で、いろいろな部署で必要なスキルは多岐にわたるかと思いますので、人材育成として計画的なカリキュラムを立てて、取り組んでいただきたいと思います。

再質問に入ります。

具体的なスキルはいろいろあるわけですが、その向上のために、I TパスポートあるいはD X推進アドバイザーなどの資格の取得について、町の考えをお伺いいたします。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員ご質問のとおり、各部署によって、必要なデジタルスキルというものは違ってくるかと思われます。そういった中で、I Tパスポート等につきましては、その入口となるような基本的事項の国家試験ということでございます。

冒頭の答弁で申し上げましたけれども、職員全体の底上げが必要という中では、I Tパスポートの試験に向けた学習も、非常に有意義であると感じております。ただ、I Tパスポートの資格を取ったからといって、職務にそれがどう生かせるかというのは、今のところはっきりとしたものはございませんので、I Tパスポートなどの資格試験を進めるものではないと考えております。ただ、職員研修の一環として、そういった学習をすることが重要ではないのかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 資格の取得というのは、非常に重要だと感じております。

資格の取得については、技能の取得だけでなく、目的を持った取組として、必要に応じた資格を取っていただきたいと思います。

それと、職員のモチベーションの向上にも寄与するのではないかと考えております。

細目2点目の質問は終わりにします。

続きまして、細目3点目の質問をいたします。

教育D Xとは、教育において最新のデジタルテクノロジーを活用することで、教育手法や手段、教職員などの業務を変革させることといいます。

今よりもっとデジタルが浸透していく未来を生きる子どもたちには、社会に出てから仕

事や暮らしの中で、従来とはまた違った知識やスキルが求められていきます。このため、デジタルを意識した教育が必要だと考えます。

G I G Aスクール構想の実現の中で、さらなる利活用を検討し、I C T教育の充実を図っていると思います。今後の推進については、学校や教育機関にとってのメリットとして、生徒一人一人の理解度や習熟度が把握できる、または教職員、事務職員の事務作業を中心とする業務負担の軽減につながるなどがあります。

現在教育を受ける児童や生徒は、身近にインターネットやパソコンが存在している世代でございます。

そこで、細目3点目、学校教育においてはG I G Aスクール構想により、今後もD Xが加速していくと考えられますが、学校教育におけるD Xを今後どのように推進していくのか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） 学校教育におけるD Xの推進についてお答えいたします。

当町においては、那珂川町D Xプロモーションプランに基づき、G I G Aスクール構想の実現を目指して、様々な取組を推進してまいりました。

これまでに、町内小・中学校におけるネットワーク環境を整備するとともに、全児童・生徒にタブレットP Cを配付し、授業等におけるI C Tの効果的な活用を進めてまいりました。

今後も、教員研修を引き続き実施し、I C T活用指導力の向上を図り、教員の授業改善及び児童・生徒の学習改善を図ってまいります。

また、令和7年度には、タブレットP Cの更新や校内ネットワークのアセスメント調査を行い、各学校におけるI C T環境の充実を図った上で、児童・生徒の個別最適な学びや協働的な学びを一体的に充実させていきながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が図れるよう、教育D Xを推進してまいります。

さらに、学校における教員の働き方改革に向けても、教育D Xの効果は大きいと考えます。そのため、学校において、保護者からの欠席連絡や毎日の健康観察、アンケートの集計等、デジタル化による校務の効率化をさらに進めるとともに、教育委員会において、勤怠管理システムによる教員の勤務時間を把握しながら、教員の業務改善にも努めてまいります。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 町のD XプロモーションとG I G A構想の中で、様々な改善が図られていると、それでは、再質問ということで、何点か質問させていただきます。

色々な事業を考えている中で、学校において、オンラインによるリモートの授業の状況はどのような状況なのか、お伺いします。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

オンラインによるリモート授業の状況ということでございますが、現在は、不登校児童・生徒や病欠の児童・生徒がタブレットP Cを活用して、オンラインによる授業を行っており、個に応じた支援の充実を図っております。

以上です。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） オンライン授業を推進しているということが分かりました。

先ほどの答弁にもありましたように、教師や事務職員の負担軽減にもつながっているということでしたので、こちらは、さらに軽減を図っていただければと思います。

それと、インフラ整備の状況ですが、教育D Xを推進する際には、デジタルテクノロジーを導入することになります。具体的には、生徒や教職員に配付するデジタル機器、インターネット環境あるいはセキュリティーの対策を整備する必要があると思います。

また、学校だけではなく、生徒などが授業を受ける際の自宅のインターネット環境などのインフラの整備が必要になってくると思いますが、こちらは、どのような状況になっているか伺います。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

自宅におけるインフラ整備の状況ということでございますが、保護者にアンケートを実施しまして、W i - F i等の環境が整っていない場合には、モバイルルーターを貸与しております。

以上です。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） モバイルルーターで対応しているということで、環境は整っていると判

断してよろしいでしょうか。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

家庭でのインターネット環境については、先ほど答弁しましたとおり、モバイルルーターの貸与により整っていると考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 整っているということで、推進していくようよろしくお願いいたしますと思います。

I C T教育の普及によって、児童や生徒が長時間画面を見続けることが増えていると思われます。視力低下や姿勢の悪化、集中力の低下などの健康問題も懸念されると思いますので、そちらの対応や対策について、取り組んでいることがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

健康上の課題ということでございますが、最も重要な課題と捉えております。

タブレットP Cの配付時やまた年度当初の機会に保護者の皆様や児童・生徒に向けて、啓発を行っております。P T Aの参観の際にも、保護者の皆様に説明したうえでご協力いただいております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 健康問題に関しては、I T C化、要はパソコンとかインターネット環境を整えるというところでも、相反する課題になりますので、注視して対応いただくよう、よろしくお願いいたしますと思います。

それと、インターネットやパソコン、そういった環境が増えていく中で、対人関係、要はコミュニケーションの機会が減るといった状況になると思います。社会性や対人スキルの発達にも影響があるのではないかと懸念されるわけですが、その点については、どのように考えているかお伺いします。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

G I G Aスクール構想は、コロナ禍で急速に広まっていきました。対面コミュニケーションを極力避けることで、感染拡大を予防してまいりましたが、昨年からは、対面でのコミュニケーションが戻りつつあります。

今後は、G I G Aスクール構想との共存を考えながら、社会性の発達やコミュニケーション力の向上に力を入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 対人関係について、対面でのやり取りが少なくなるという状況も見受けられますので、コミュニケーションを取るなど、そういう部分について何らかの形で対応を取っていただければと思います。

最後に、子どもたちを対象とした教育について取り上げましたが、文部科学省が対象とするD Xには、大人のための生涯教育や社会教育も含まれていると思います。実際に教育D Xに取り組む際には、短期的な視点に終始するのではなく、長期的な視野を持って試行錯誤を重ね、成功を目指して推進をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わりにしたいと思います。

○議長（益子明美） 3番、高野 泉議員の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（益子明美） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時24分